

1 ペーパーレス化のスケジュール (案)

スケジュール (案)		
(A) 令和5年6月	(B) 令和5年9月	(C) 令和5年12月から
並行運用 (紙資料を全議員に配付)	並行運用 (紙資料を希望者に配付)	本格運用 (紙資料は原則配付しない)

2 ペーパーレス化の対象外となる資料

対象外となる資料				
①当初予算書 当初予算説明資料 歳入歳出決算書 決算説明資料 事務の概要書 その他の決算資料	②閲覧資料 傍聴資料 記者資料	③パンフレットや 冊子等、データの 提供を受けられな い資料	④次第書	⑤立候補届 辞職願 質問通告書 発言通告書

紙での提供に加え、データでの提供を受ける予定

3 ペーパーレス化の対象となる資料

(1) 本会議・議会運営委員会 資料

文書名	詳細・確認事項 (現状)	補足事項
議事日程	本会議で配付	
議会日程	議会運営委員会及び本会議で配付	
請願	議会運営委員会及び本会議で配付	
陳情	本会議で配付	
案件一覧	議会運営委員会で配付及び議案と同時配付	
議会提出案件資料	議会運営委員会で配付	
質疑・ 一般質問事項	議会運営委員会及び本会議で配付	
議案 補正予算書 条例等議案書 人事案件議案書 その他の議案書	議会運営委員会終了後に配付 最終補正予算書 (3月定例会) は冊子となることから、当初予算書と同じ扱いとする。	(10) ページ以上の議案は(C)以降も紙資料との併用が可能 (事前選択)
発議案	—	
市長提案説明書	本会議で配付	
パネル (議席配付資料)	本会議で配付	
予算・決算 分科会報告書	本会議で配付	

(2) 委員会（協議会・分科会を含む）資料

文書名	詳細・確認事項（現状）	補足事項
案件一覧	案件が多い会議のみ配付	
委員会資料	—	(10) ページ以上の資料は (C)以降も紙資料との併用が可能（事前選択）
意見書	—	
事務局資料	継続調査一覧、視察項目、その他事務局から配付する資料	

※今後、上記に記載のない資料のペーパーレス化について疑義が生じた場合、正副議長または正副委員長に一任することとする。

4 Google ドライブ内のイメージ

